

【参考】収入等の判定基準

別表 1

◎収入状況の判定基準

- ・認定所得金額が収入基準額以下であること。

収入基準額表

単位：万円

区 分		収 入 基 準 額
世 帯 人 員	1人	143
	2人	229
	3人	264
	4人	286
	5人	307
	6人	325
	7人	341
7人以上1人を増すごとに加算する額		16

- ・認定所得金額＝世帯の1年間の所得金額－特別控除額(別表 3)

※所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した額をいう。ただし、所得に応じて別表 2 で算定する。

別表2

所得の種類別による所得金額

俸給、給与、賞与、賃金、役員報酬、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与等の収入金額（源泉徴収票にいう支払金額）を基にして次の計算式によって得られた金額

ア	収入金額が329万円以下の場合、所得金額を 0 とする。
イ	収入金額が330万円以上400万円以下の場合 $\text{収入金額} \times 0.8 - 262.6 \text{万円} = \text{所得金額}$
ウ	収入金額が401万円以上878万円以下の場合 $\text{収入金額} \times 0.7 - 222.6 \text{万円} = \text{所得金額}$
エ	収入金額が879万円以上の場合 $\text{収入金額} - 486 \text{万円} = \text{所得金額}$

(注)

- 1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
- 2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと所得金額を算出する。

別表3

特別控除額

単位：万円

区分	特別の事情	特別控除額			
世帯を対象とする控除A	(1) 母子・父子世帯であること	49			
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8		
		中学校	16		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	28	47
			私立	41	60
		高等専門学校	国公立	36	55
			私立	60	80
		大学	国公立	59	102
			私立	101	144
		専修学校	高等課程	17	27
	専門課程		22	62	
		私立	72	112	
		(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき		86
	(4) 長期療養を要する人のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	71			
	(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受け、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			
本人を対象とする控除B	申込者本人が高等学校等に進学する予約申込者である場合	28			
	申込者本人が高等学校等に在学している場合	国公立高等学校生徒	自宅通学	自宅外通学	
			28	47	
	私立高等学校生徒	自宅通学	自宅外通学		
		41	60		